

随意契約理由書

件名	知的交流拠点整備工事	
契約の相手方	株式会社 大林組	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務で整備する施設は、現在建設工事中の「神戸阪急ビル東館」15階に位置しており、ビル全体の工事施工と工事監理を上記請負業者が受注している。</p> <p>本工事は、あらかじめ施主である阪急電鉄株から工事施工と工事監理について条件が示されている。</p> <p>ビル内の各テナント部分の関連工事は、ビル全体工事と施工時期や施工範囲が重複するため、複数の元請業者による施工は現場内の責任体制が不明確となる。相互調整が困難であり、安全で効率的な工事施工が望めない等の理由から、上記請負業者に一体的に工事施工と工事監理を発注するよう指定されている。</p> <p>したがって、本工事は競争入札により請負業者を選定することができず、上記請負業者に随意契約するものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局建築課	(電話番号 078-595-6587)